

海田町町制施行 70 周年記念事業支援業務公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務名

「海田町町制施行 70 周年記念事業」支援業務

(2) 業務内容

別紙「海田町町制施行 70 周年記念事業支援業務仕様書」のとおり。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 5 日までとする。

(4) 委託料の上限額

15,000 千円（消費税及び地方消費税を含む）

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（【様式 1-1】）受付期限

令和 8 年 2 月 26 日（木）正午

(2) 仕様書等に関する質問票（【様式 1-2】）提出期限

令和 8 年 2 月 17 日（火）正午

(3) 上記(2)に対する回答日等

令和 8 年 2 月 19 日（木）を目途に、公募型プロポーザル参加者全員に回答する。

(4) 企画提案書提出

ア 企画提案書提出場所

海田町役場 企画部 かいたブランド課

イ 企画提案書提出期限

令和 8 年 3 月 11 日（水）正午

ウ 提出書類

任意様式による企画提案書

(5) 提案書の取り下げ

提案書を取り下げる場合は取り下げ願い書（【様式 1-3】）を提出すること。

(6) 提案書に係るプレゼンテーションの実施

ア 日 時 令和 8 年 3 月 17 日（火）

イ 会 場 海田町役場庁舎（詳細は事前に通知）

ウ 実施時間 説明 20 分、質疑応答 15 分 計 35 分以内（1 者あたり）

エ 出 席 者 2 名以内とし、本業務の統括責任者を務める者が主に説明を行うこと。

(7) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について

ア 公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

・会社概要及び自治体等における類似業務に関する実績表【様式1－4】

(公告2(2)に掲げる競争入札参加資格の認定を受けていない者にあっては、次の書類を担当課に提出しなければならない。)

- ① 商業登記簿謄本（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）（写し可）
- ② 印鑑証明書 ※原本（写し不可）
- ③ 海田町税、広島県税の納税証明書（写し可、海田町・広島県に納税義務がない場合は不要）
- ④ 消費税及び地方消費税の納税証明書〔その3〕〔その3の2〕〔その3の3〕のいずれか（写し可）

※ 各種証明書は申請日以前3ヶ月以内に証明されたものを提出すること。

※ なお今、契約を締結する者（設計共同体の場合は構成員を含む。）が海田町の競争入札参加資格の認定を受けていない者である場合は、契約締結後、海田町の競争入札参加資格審査追加申請の手続きを行うものとする。

- イ 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。
- ウ 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。
- エ 申請書等の提出は、持参又は郵便等による。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）

(8) 仕様書等

ア 仕様書等に対する質問がある場合は、上記「2(2)仕様書等に対する質問票提出期限」までに、書面により提出すること。

イ 仕様書等の交付を受けた場合は、提案書の提出時に返却すること。

(9) プロポーザルの審査

海田町役場職員等で構成する「海田町町制施行70周年記念事業支援業務受託者選定委員会」にて行う。別に定める「海田町広報紙発行業務企画提案公募型プロポーザル審査基準」により審査を行い、評点の最も高い提案者を受託候補者、次に高い提案者を次点候補者として選定する。同点の場合は、基準のうち「メインイベント」及び「プロモーション計画」に係る評価の高い提案者、当該評価も同点の場合は、参考見積価格の低い提案者を上位とする。

(10) プロポーザルの審査結果

令和8年3月20日（金）（予定）に、町ホームページへの掲載により公表する。
公表する内容は次のとおり。

- ① 委託業務の名称
- ② 委託期間

- ③ 受託候補者及び次点候補者を決定した日
- ④ 受託候補者及び次点候補者の名称及び点数
- ⑤ 参加事業者数

選定されなかった旨の通知を受けた提案者は、通知の日から起算して7日（休日を除く。）以内に、書面（様式は自由）により、海田町長に対して非選定理由について説明を求めることができる。

- ア 受付場所 海田町役場 企画部 かいたブランド課
- イ 受付時間 土曜日、日曜日及び休日を除く午前9時から午後5時まで
- ウ 提出方法 持参又は郵送
- エ 回 答 説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。

ただし、選定委員会における審議の内容は非公表とし、選定に関する意義等は受け付けない。

- (11) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (12) 参加者の負担について
公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、参加者の負担とする。
- (13) 提案の無効について
以下の場合は公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とし、プロポーザルへの参加を認めないこととする。
 - ア 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合
 - イ 企画提案書提出期限を超過した場合
 - ウ 委託料の上限額を超過した見積書が提示された場合
- (14) 提出された提案書等について
 - ア 提出された提案書等は、返却しない。
 - イ 提案書等は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。ただし、次の場合には、使用することがある。
 - (ア) 海田町情報公開条例に基づき公開する場合
 - (イ) 最優秀提案者の提案書を公開する場合

3 契約事項

- (1) 契約方法

受託候補者と提出された提案書を参考に業務内容等について協議を行い、協議が整った場合に契約担当職員が別途定める予定価格の範囲内で、契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容を一部変更する場合がある。

また、受託候補者と協議が整わない場合にあっては、次点候補者と協議のうえ、契約を締結する場合がある。

(2) 契約事項に関する規則

本業務の契約は、町と受託者の2者契約とし、候補者とは見積もり合わせのうえ、契約書を作成するものとする。その手続は海田町財務規則による。

(3) その他

本業務は国の交付金を活用して実施する事業であり、契約締結日は同交付金の交付決定日以降とする。

また、本業務は令和8年度当初予算において執行することを想定していることから、実施に係る契約については令和8年度当初予算の議決を待って締結するものとする。

当該予算案が否決された場合、本業務の契約締結に向けた手続きを中止する場合がある。なお、その場合、中止に至るまでの間に要した企画・提案及び準備に関する一切の費用は全て提案者（受注候補者）の負担とし、発注者はこれを補償しない。

4 添付書類

- 1 公告の写し
- 2 仕様書
- 3 企画提案書作成要領
- 4 公募型プロポーザル参加資格確認申請書【様式1-1】
- 5 仕様書等に関する質問票【様式1-2】
- 6 取り下げ願い書【様式1-3】
- 7 会社概要及び自治体等における類似業務に関する実績表【様式1-4】

【問い合わせ先】

海田町 企画部 かいたブランド課

(担当：大西)

電話 082-823-9212

メール brand@town.kaita.lg.jp

海田町町制施行 70 周年記念事業支援業務
公募型プロポーザル処理手順

